

不利益処分に係る処分基準

処 分 名	統括防火管理者の行うべき業務についての措置命令		
根 拠 法 令 名	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)	(条項) 第 8 条の 2 第 6 項	
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	消防局予防課 指導担当		
<p>【処分基準】 未設定 ※ 根拠条例（消防法第 8 条の 2 第 6 項）の規定上明らかであるため。</p>			
所 管 課	予防課	処理番号	予 No.9